

除雪グレーダ
(3.7m級)

仕様書

令和7年度

広島県

西部建設事務所
安芸太田支所

除雪グレーダ（3.7m級）仕様書

概 要

この仕様書は、除雪グレーダ（3.7m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他の条件を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、且つ平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に適合するものでなければならない。

ただし、平成26年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等一部改正の基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については、支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議の上、決定するものとする。

1 性能（JCMAS T005 性能試験）

- | | |
|--|---|
| (1) 除雪幅（推進角60度において） | 3.2m以上 |
| (2) 最大除雪高さ
（新雪 $\rho=0.08\text{ t/m}^3$ 、除雪速度15 km/hにおいて） | 0.15m以上 |
| (3) 切削能力（ブレード線圧） | 19kN/m 以上 |
| (4) 走行速度 | 45km/h 以上 |
| (5) 運転室内騒音レベル | 「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省令和5年4月20日、基発第0420号）第I管理区分に準ずる。
(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による。) |

2 主要諸元

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 全長（走行姿勢） | 10,000 mm以下 |
| (2) 全幅（車体本体） | 2,700 mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,800 mm以下 |
| (4) 最低地上高 | 240 mm以上 |
| (5) 車両総質量 | 18,000 kg 以上 22,000 kg 未満 |
- なお、「7 付属装置及び付属品 7 (2)車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。
- | | |
|---------------------|--------|
| (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 8.0m以下 |
| (7) 乗車定員 | 1人 |

3 車 体

- (1) 機関
 - 形 式 水冷、ディーゼル機関
 - 定格出力 160kW 以上
- (2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。
- (3) 車軸
 - 前車軸 2 輪 油圧リーニング機構
 - 後車軸 4 輪 タンデム機構
- (4) タイヤ
 - 形 式 スノータイヤ
- (5) かじ取装置
 - 形 式 全油圧式、または電気油圧式
- (6) 運転室
 - 構 造 全鋼製密閉形
 - 窓 (前上) 熱線入りガラス・熱線入りガラスドア
(前・後) 冬用ワイパーブレード付

4 除雪装置

- (1) 構 成 ブレード、サークル、ドロワー
- (2) 作業動力装置 油圧式、操作弁式 (7 系統以上)
- (3) 能 力
 - サークル回転角度 左右各 130 度以上
 - ブレード昇降範囲 地下 250 mm 以上、地上 250 mm 以上
 - ブレード横送り長さ 左右各 500 mm 以上
 - 切削角調整装置 油圧式
 - 安全装置 ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、(スリップクラッチ等により) その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること。
- (4) 全 幅 3,700 mm 以上
- (5) 全 高 530 mm 以上
- (6) 切 刃 JIS D6101 又は準じる特殊切刃 (側刃付)

5 計器類

- (1) 燃料計 1 式
- (2) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式
- (3) 水温計 1 式
- (4) 充電警告灯 1 式
- (5) 運行記録計 (90 km/h 以上、7 日計) 1 式
- (6) 機関回転計 (運行記録計組込型も可) 1 式
- (7) アワーメータ 1 式

6 照明装置類

(1) 前方作業灯		2灯以上
(2) 後方作業灯		1灯以上
(3) 前部雾灯		2灯
(4) 黄色灯火（散光式）	前 全幅 500 mm以上	1灯
	後 全幅 1,100 mm以上	1灯

7 付属装置及び付属品

(1) 車両総質量に含むもの

バックブザー	1式
エアコン	1式
AM・FMラジオ	1式
熱線サイドミラー（左右）	1式
シガーソケット（DC12V 又は 24V）	1個以上
リアビューカメラ	1式
ウインドウウォッシャー前・後（電動式）	1式
標識板（300×570 mm以上、車体後部取付）	1式

(2) 車両総質量に含まないもの

標準付属工具	1式
取扱説明書（電子可）	2部
部品表（電子可）	2部
履歴簿	1部
タイヤチェーン K型（亀甲型）	1式
床マット	1式

8 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両及び作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に際して仕様書の内容が確認できる性能及び測定寸法等が記載された成績書等を用意するものとする。検査に要する器具、人員等は、乙において準備するものとする。

10 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める補償期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上、乙に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

イ 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 建設機械番号等の車体表示について

乙は建設機械番号等の車体表示について、その表示内容及び表示位置等は甲と打合せを行い、承諾を得ることとする。

(4) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(5) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

(6) 承諾仕様書及び図面の作成

乙は製作にあたり仕様書及び図面（一般図程度）により打合せを行い、甲の承諾をうけるものとする。

12 現有車両との交換（廃車）

現有除雪グレーダの老朽化に伴う更新であるため、乙は新車納入後に現有車両を引取り、廃車手続きを行う。時期については、甲乙協議して決定する。

13 納入場所

下記を納入場所とするが、納入時期に応じて納入場所を別途指定する。

名称 西部建設事務所安芸太田支所 芸北除雪基地

住所 広島県山県郡北広島町奥中原 228-180

14 納入期限

令和8年3月25日までとする。